

# 水害時の衛生対策・消毒について

家屋の浸水後の消毒は、清掃・洗浄後、十分に乾燥させる必要があります。

## 1. 家屋等が浸水した場合

汚れを十分に除去し、乾燥した状態でないと、消毒をしても効果が発揮されません。

### 【床上の場合】

- ①水が引いた後、ぬれた畳や家の中の不要なものを片付けてください。
- ②汚れた家具や床・壁などは、水で洗い流すか、雑巾で水拭きするなどしてください。
- ③食器棚や冷蔵庫、調理器具などは、水洗いをして汚れをきれいに洗い流してください。
- ④十分に乾燥させた後、床上に対して消毒を行います。

### 【家の周囲や床下の場合】

しっかり乾かすことが重要です。床下に土砂や水分が残っている場合、その湿気により、家の基礎や土台（床組）などに影響が出る場合があります。

- ①汚泥や不要なものなどを片付けてください。庭木や外壁についた泥は、水道水等で十分に洗い流してください
- ②床下換気口のごみを取り除き、床下の風通しを良くしてください。

## 2. 家庭で使いやすい消毒薬とその使い方

### 【床上の場合】

<消毒薬> 塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）10%  
（商品名「オスバンS」「ザルコニン」「デアミトール」等）

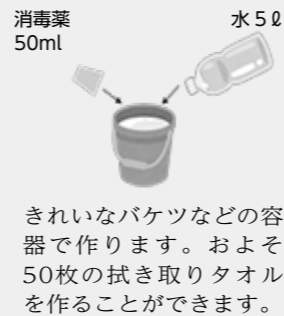
#### ●使い方

- (1) 原液を約100倍に希釈してください。
- (2) ふきとり消毒です。きれいなタオル十数枚を消毒液に浸し、絞って使用してください。

なお、一旦拭き終わったタオルは消毒液の中に戻さないでください。消毒液が汚染され、消毒効果がなくなってしまいます。

#### 注意！

- ・薄めた消毒液は24時間を過ぎると、効果がうすれていきます。
- ・消毒液はできるだけすぐに使ってください。残った消毒液は廃棄してください。
- ・誤飲事故を避けるため、ペットボトルなどに移しかえないでください。



### 【床下の場合】

浸水のみの場合、基本的には、土壌への消毒は不要です。汚物が流れ込んでいる場合は、できるだけ取り除き、洗浄、乾燥の後、消毒液（塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）10%）を約100倍に希釈（床上の場合と同様）し、じょうろなどで撒きます。

**注意** 水害後の悪徳リフォーム業者には注意しましょう。

◎問合せ 役場保険健康課 ☎(820)1504

## ●「こころの電話相談」

開設日：月・水・金曜日（祝日と年末年始12月29日～1月3日までを除く）

開設時間：9時～12時、13時～16時30分

電話番号：082(892)9090（専用電話）

\* 医師相談日は毎月第2、第4金曜日です。まずは電話相談にて予約してください。この相談は社団法人精神保健福祉協会が広島県の委託を受けて実施しています。

	対象・制度内容など	制度利用に必要な書類など	窓口
国民健康保険 後期高齢者医療保険 介護保険	自宅が全半壊や床上浸水したり、失職して収入がなかったりする人。医療機関の窓口で支払う自己負担金や、介護保険の利用者負担金が10月まで免除。 ※入院、入所時の食費・居住費は対象外	なし（口頭で申告）	医療機関、介護サービス事業所等
水道料金 下水道料金	家屋が全壊または半壊などで、当面居住が困難な方で公的住宅及び民間マンション等または親類・友人宅等に同居した方。	■水道料金等減免申請書 ■罹災証明書 など	広島市水道局 安芸営業所 ☎(821)4949
国民年金	被災され、保険料を納付することが著しく困難であるときは、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。 ■対象：災害により、被保険者の所有に係る住宅・家財・その他の財産につき、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき。	■年金手帳 ■印鑑 ■罹災証明書のコピー ■保険金・損害賠償金額などが確認できる証明書のコピー（保険金・損害賠償金額などが支給される場合）	役場税務住民課 ☎(820)1502 広島南年金事務所 ☎(253)7710
住宅の応急修理制度	家屋が半壊以上で、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分に応急修理を行う制度の受付を行っています。	■住宅の応急修理申込書 ■申出書 ■罹災証明書 など	役場産業建設課 ☎(820)1512
応急仮設住宅の建設について	9月中旬の完成を目指して、広島県に応急仮設住宅の建設を要請しています。	決まり次第、お知らせします。	
民間賃貸住宅の無償提供	自宅が全壊などの被害を受け、住居の確保ができない方を対象に、民間賃貸住宅を借り上げ、仲介業者を通じて、応急仮設住宅として無償提供（原則6か月間）します。	■借上住宅申込書 ■住民票 ■罹災証明書 など	役場企画財政課 ☎(820)1520

ごみの収集については、大変ご迷惑をおかけしております。現在、可燃ごみについては通常どおり収集していますが、道路の状態により一部の区域では収集車両が入ることができません。収集車両が入るごみの集積所に出してください。また、災害の影響により通常より時間がかかることがありますので、ご了承ください。なお、可燃ごみ以外のごみの収集については当面中止しますが、再開の目処が立ちましたら、町内放送等でお知らせします。

## 坂町災害たすけあいセンターについて

坂町災害たすけあいセンターでは、県内・県外問わず、ボランティアのご参加をお願いしています。

- 設置場所 坂町社会福祉協議会1階アセンブリーホール（安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3番19号）
- 駐車場 平成ヶ浜中央公園（安芸郡坂町平成ヶ浜五丁目）  
なお、土・日曜日は、坂中学校グラウンドも駐車場としてご利用いただけます。（8月26日(日)まで）
- 問合せ 【ボランティアが必要な方】 ☎080(5062)9699  
【ボランティア活動をしてくださる方】 ☎080(5061)9581
- 問合せ時間 8時～17時  
ボランティア活動の受付時間は、9時～12時（毎日）です。

皆さまのあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。